府民公募型整備事業委員会(中丹広域振興局)開催要領

(趣旨)

第1 この要領は、府民公募型整備事業(以下「整備事業」という。)における、府民公募型整備事業委員会(中丹広域振興局)(以下「委員会」という。)を開催するために、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 委員会は、中丹広域振興局管内における整備事業の事業箇所の採択に関する事項 について意見を聴取することを目的とする。

(委員)

- 第3 委員会の委員は、別表に掲げる者とする。
- 2 中丹広域振興局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

- 第4 座長は、委員会の進行を行う。
- 2 委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が中丹広域振興局長の承認を得て、代理出席することができる。
- 3 委員会は、公開を原則とする。ただし、中丹広域振興局長が必要と認めた場合は、 非公開とすることができる。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、中丹広域振興 局長が定める。

附則

- この要領は、平成21年4月30日から施行する。
- この要領は、平成22年6月29日から施行する。
- この要領は、平成23年9月14日から施行する。
- この要領は、平成24年8月 7日から施行する。
- この要領は、平成25年7月10日から施行する。

府民公募型整備事業委員会(中丹広域振興局)委員

国立舞鶴工業高等専門学校教授	玉	田	和	也
(福)竹毛希望の家 理事長	芦	田	ŠĶ	⊅子
福知山市土木建設部長				
舞鶴市建設部長				
綾部市建設部長				
京都府教育庁管理部管理課長				
京都府警察本部交通部交通規制課長				
京都府中丹広域振興局企画総務部長				
京都府中丹広域振興局建設部長(京都府中丹東土木事務所長)				
京都府中丹西土木事務所長				